

令和2年度 被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）の手引

1 認定種別確認について

(1) 対象者

令和2年7月10日処理時点で認定されている全被扶養者

(2) 確認及び手続き方法

手順1：事務担当者は『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』に記載されている**全被扶養者**について、**扶養手当が支給されているかを確認し、「扶養手当の有無」のいずれかに○を記入**してください。

手順2-1：**手順1**で記入した扶養手当の有無と認定種別（下記枠内参照）の照合をお願いします。**扶養手当の有無と認定種別が異なる場合は手順3の手続き**を行うよう組合員へご指導願います。

《被扶養者の認定種別について》

- 『一般認定』… 高知県給与条例上またはこれに準じた所得確認を実施した扶養親族の認定種別。（扶養手当対象者）
- 『特別認定』… 一般認定以外の扶養親族の認定種別

手順2-2：『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』の備考欄に「**認定種別切替**」と記載がある者は**手順3**の手続きを行うよう組合員へご指導願います。

手順3：『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』に記載の認定種別に変更がある者、『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』の備考欄に「認定種別切替」と記載がある方は、2ページの表を確認のうえ手続きを行ってください。

対象となる被扶養者	手続方法等
○認定種別の変更が必要な者	種別切替手続きが必要です。
○「認定種別切替」と記載がある者	種別切替書類の提出 を案内してください。 (手続き等は、「福祉事務の手引」をご覧ください。)
○「認定種別切替」と記載があるが、重度心身障害者等で扶養手当の支給があるため認定種別切替の必要がない者	対象被扶養者の障害者手帳の写し を提出
○「認定種別切替」と記載があるが、既に認定種別切替手続中（済）の者	備考欄へ『 切替手続中（済） 』と記入
○「認定種別切替」と記載があるが、既に被扶養者認定取消手続中（済）の者	扶養手当の有無へは記入せず、備考欄へ『 取消手続中（済） 』と記入。 手続きが未完了の場合、至急手続きを行う。 (手続き等は、「福祉事務の手引」をご覧ください。)
○育児休業中のため扶養手当が支給されていない者	扶養手当「無」へ○を記入のうえ、備考欄へ『 育児休業中 』と記入してください。

手順 4 : **手順 1～3** の手続きが全て完了しましたら『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』の「**担当者確認印**」欄に押印をしてください。

手順 5 : 『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』及びその他の書類（障害者手帳の写し、種別切替書類）を当共済組合へ提出してください。

2 資格確認（検認）について

被扶養者が認定要件を満たしていることの確認を行います。対象となる被扶養者を有する組合員へ被扶養者資格確認（検認）に必要な書類を提出するようご指導願います。

（検認対象者がいない所属所においては、当該手続きは必要ありません。）

（1）対象者

『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』の備考欄に「**検認対象**」と記載のある方

（令和2年7月10日処理時点で、『**特別認定**』として認定されている被扶養者および『**一般認定**』として認定されている被扶養者のうち、夫・妻・父・母。）

ただし、次の者は対象外とします。

- ・令和2年4月1日以降に被扶養者認定された方。（令和2年4月1日以降、他の共済組合からの転入時に転入元共済組合が交付した被扶養者証（写）の添付により認定された被扶養者は除く。）
- ・令和2年4月1日以降に特別認定へ認定種別切替をした被扶養者又は認定種別切替手続き中の被扶養者（検認対象と記載されていても対象外）

（2）提出書類

『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』の備考欄に「**検認対象**」と記載のある被扶養者に関する次の書類の提出が必要になりますので、組合員へご指導願います。

被扶養者の認定要件については、「**福祉事務の手引**」をご覧ください。

提出書類一覧（事務担当者向け）

必須提出書類	
<p>○検認対象被扶養者調査票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検認対象被扶養者を有する組合員が複数居る場合は様式を複写のうえ配布してください。（当支部のホームページ上に当該様式を掲載しております。） ・ 義務教育終了前の対象者についても検認対象者となっている場合は記入が必要です。 	
<p>○令和２年度 所得証明書（検認対象被扶養者分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和２年１月１日時点で義務教育終了前の検認対象者については、提出不要です。 ・ 無職、無収入の方も提出が必要です。 ・ 令和２年度所得証明書には令和元年中の収入等が記載されております。 ・ 被扶養者のお住まい（令和２年１月１日時点）の市町村役場等で取得してください。 	
検認対象被扶養者が次に該当する場合は右の書類を提出してください。	資格確認提出書類
<p>給与・工賃・報酬等の収入がある方 （パート・アルバイト含む。）</p>	<p><u>○給与等支給証明書</u> 直近の支払分から遡って過去１年分が記入されたものを提出してください。また、既に勤務先を退職している場合でも提出が必要です。（源泉徴収票は不可）</p> <p>※勤務先が複数ある場合は全ての勤務先から取得してください。 ※当共済組合が必要と判断した場合、追加で期間を遡って提出していただく場合があります。</p>
<p>令和元年中に事業所得・営業所得、不動産所得・農業所得・利子・配当等の収入がある方</p>	<p><u>○最新の確定申告書の写し</u> <u>○上記確定申告書に係る収支内訳書（又は青色申告決算書）の写し</u></p> <p>※ 税務署の受理日があるもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金を受給している方 ※障害年金や遺族年金等の非課税年金含まれます。 ・ 生命保険会社、郵便年金等の契約に基づく私的年金を受給している方 ※個人年金・財形年金が該当します。 	<p><u>○最新の年金額が確認できる書類の写し</u> （例：年金額改定通知書の写し、振込通知書の写し等） （年金受給者の氏名・金額・確認書類の発行日等が記載された部分が必要です。）</p> <p>※ 源泉徴収票は不可 ※ 年金を複数受給している場合は、それぞれ提出してください。</p>
<p>雇用保険を受給している方 （受給待機中の者も含む。）</p>	<p><u>○雇用保険受給資格者証の表裏の写し</u></p>

※当共済組合で必要と判断した場合は追加提出や記載されていない書類の提出を依頼する場合があります。

※被扶養者一覧表の備考欄に「同居が要件」と記載されている方は、共済組合において国内居住要件（住民票の有無）の確認と併せて同居確認を行います。

提出書類一覧（組合員配布用）

必須提出書類	
<p>○検認対象被扶養者調査票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検認対象となる被扶養者全員分について記入してください。 	
<p>○令和2年度 所得証明書（検認対象被扶養者分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月1日時点で義務教育終了前の検認対象者については、提出不要です。 ・無職、無収入の方も提出が必要です。 ・令和2年度所得証明書には令和元年中の収入等が記載されております。 ・被扶養者のお住まい（令和2年1月1日時点）の市町村役場等で取得してください。 	
検認対象被扶養者が次に該当する場合は右の書類を提出してください。	資格確認提出書類
<p>給与・工賃・報酬等の収入がある方 (パート・アルバイト含む。)</p>	<p>○給与等支給証明書 直近の支払分から遡って過去1年分が記入されたものを提出してください。また、既に勤務先を退職している場合でも提出が必要です。（源泉徴収票は不可）</p> <p>※勤務先が複数ある場合は全ての勤務先から取得してください。</p> <p>※当共済組合が必要と判断した場合、追加で期間を遡って提出していただく場合があります。</p>
<p>令和元年中に事業所得・営業所得、不動産所得・農業所得・利子・配当等の収入がある方</p>	<p>○最新の確定申告書の写し ○上記確定申告書に係る収支内訳書（又は青色申告決算書）の写し</p> <p>※ 税務署の受理日があるもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金を受給している方 ※障害年金や遺族年金等の非課税年金含まれます。 ・生命保険会社、郵便年金等の契約に基づく私的年金を受給している方 ※個人年金・財形年金が該当します。 	<p>○最新の年金額が確認できる書類の写し (例：年金額改定通知書の写し、振込通知書の写し等) (年金受給者の氏名・金額・確認書類の発行日等が記載された部分が必要です。)</p> <p>※ 源泉徴収票は不可</p> <p>※ 年金を複数受給している場合は、それぞれ提出してください。</p>
<p>雇用保険を受給している方 (受給待機中の者も含む。)</p>	<p>○雇用保険受給資格者証の表裏の写し</p>

※当共済組合で必要と判断した場合は追加提出や記載されていない書類の提出を依頼する場合があります。

※被扶養者一覧表の備考欄に「同居が要件」と記載されている方は、共済組合において国内居住要件（住民票の有無）の確認と併せて同居確認を行います。

3 被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）書類の提出について

被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）書類が整いましたら、次のとおり共済組合まで提出してください。

（1）被扶養者資格確認（検認）の対象者がいない所属所の提出書類

- ・被扶養者一覧表（共済組合提出用）

※一番下の「担当者確認印」欄に押印してください。

（2）被扶養者資格確認（検認）の対象者がいる所属所の提出書類

- ・被扶養者一覧表（共済組合提出用）

※一番下の「担当者確認印」欄に押印してください。

- ・令和2年度検認対象被扶養者調査票
- ・令和2年度所得証明書及び資格確認書類